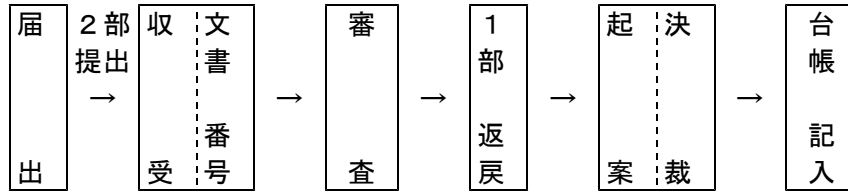


危 害 予 防 規 程 届

根 拠 法 令 法第26条 一般則第63条、液石則第61条、コンビ則第22条

適 用
 新たに第1種製造者になった場合（制定）
 第1種製造者が危害予防規程届に変更が生じた場合（変更）

手 順



（製造開始前までに届け出る）→制定時

必要書類

（制定時）

- 1 危害予防規程届書（一般則様式第32、液石則様式第31、コンビ則様式第13）
- 2 危害予防規程

（変更時）

- 1 危害予防規程届書
- 2 変更後の危害予防規程とともに、新旧対照表等変更の内容がわかる書類を添付。

審 査 →高圧ガス保安協会発行の「危害予防規程規範」を参考

- 1 危害予防規程に定めるべき事項が記載されているか審査する。
 - ①製造施設及び製造の方法の技術上の基準に関する事項
 - ②保安管理体制及び保安統括者等の職務に関する事項
 - ③製造設備の安全な運転及び操作に関する事項
 - ④製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事項
 - ⑤製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関する事項
 - ⑥危険時の措置とその訓練方法に関する事項
 - ⑦大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること
 - ⑧協力会社の作業の管理に関する事項
 - ⑨この規程の周知方法及び違反した者に対する措置に関する事項
 - ⑩保安に関する記録に関する事項
 - ⑪この規程の作成及び変更の手続きに関する事項
 - ⑫その他災害発生防止に関する必要事項
 - ⑬製造施設を新設し、又は変更する場合の安全審査に関すること（コンビ則適用事業所のみ）

※大規模地震対策特別措置法第2条第4号に規定する地震防災対策強化地域内にある事業所、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝形地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所のうち特に定められる事業所については、地震防災に関する所定の事項が追加。
- 2 変更の場合は変更によって上記事項が欠落していないか審査する。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

台帳記入

決裁後、台帳に記入する。